

民間事業者による「くまもと」の魅力発信イベント等開催助成及び
「くまもと」誘客事業助成要項

公益社団法人熊本県観光連盟

(趣旨)

第1条 公益社団法人熊本県観光連盟（以下「連盟」という。）は、コロナ禍において厳しい状況が続いている観光関連産業の需要喚起に向けて、民間事業者による「くまもと」の魅力発信イベントの開催や誘客タイアップキャンペーン等の誘客事業を支援し、県内外からの誘客の加速化を図り、県内観光関連産業の再生に結び付けるために、「民間事業者による「くまもと」の魅力発信イベント等開催及び「くまもと」誘客事業助成金」（以下「助成金」という。）を予算の範囲内において交付する。

(助成対象事業)

第2条 助成金の対象となる事業は、事業毎に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 民間事業者による「くまもと」の魅力発信イベント等

熊本県内で民間事業者（民間事業者が主催となり組織した実行委員会等を含む）により開催される次の各号の全てに該当するイベント（コンサート、スポーツイベントを除く）であること。ただし、企業のPR等を主目的とするものは除く。

- ① 5,000人以上の集客が見込まれるものであること。ただし、新型コロナ感染状況に応じた熊本県のイベント開催制限等がある場合はガイドラインに則った人数を上限とする。
- ② 県外からの集客が見込まれるものであること。
- ③ 事業費の総額が150万円を超えるものであること。
- ④ 熊本県又は市町村が実施する助成事業（熊本県又は市町村が他の団体等を経由して助成するものを含む。）を受けていないこと。

(2) 民間事業者による「くまもと」への誘客に繋がる取組み

民間事業者（民間事業者が主催となり組織した実行委員会等を含む）による次の各号の全てに該当するくまもとへの誘客に繋がる取組みであること。ただし、企業のPR等を主目的とするものは除く。

- ① 県外からの集客が見込まれるものであること。
- ② 事業費の総額が150万円を超えるものであること。
- ③ 熊本県又は市町村が実施する助成事業（熊本県又は市町村が他の団体等を経由して助成するものを含む。）を受けていないこと。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。なお、申請を行う対象者は、事前に連盟と申請内容について協議を行うものとする。

- (1) 対象者の定款、規約、会則等を有すること。
- (2) 事業を着実に実施できる事務組織体制及び財産的根拠があること。
- (3) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (4) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体ではないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、次項の補助対象外経費を除く補助対象事業に要する経費とする。

2 補助対象外経費は次のとおりとする。

- (1) 団体の組織や施設の運営に要する経費
- (2) 飲食に要する経費
- (3) 出資、出捐、貸付に要する経費
- (4) 土地の取得、賃借、補償に要する経費
- (5) 建物等の構造物の新築、増築、改修及び取得に要する経費
- (6) 備品の取得をする場合の登記、登録、保険等の諸経費
- (7) その他、連盟会長が不相当と認める経費

(助成金の額)

第5条 助成金の額は前条の補助対象経費の2/3以内とする。ただし、事業ごとの金額は次のとおりとする。

- ① 民間事業者による「くまもと」の魅力発信イベント等
1,000万円を超えるときは、1,000万円とする。
- ② 民間事業者による「くまもと」への誘客に繋がる取組み
500万円を超えるときは、500万円とする。

(助成申込書の提出)

第6条 前条の事前審査の結果、助成金の交付を受けようとする団体は、助成申込書（別記第1-①又は1-②号様式）に次の各号の書類を添付のうえ、1部提出するものとする。

- (1) 事業計画書（別記第2-①又は2-②号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3-①又は3-②号様式）

(3) 団体概要（別記第4-①又は4-②号様式）

（助成金決定前の事業着手）

第7条 事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情により助成金交付決定前に事業に着手する場合には、あらかじめその理由を明記した助成金交付決定前着手届（別記第5-①又は5-②号様式）を提出しなければならない。

（助成申込書の審査）

第8条 連盟は、提出された助成申込書に基づき、事業の内容の審査を経て、助成の可否を決定し、申請団体に対し助成金交付決定通知書（別記第6-①又は6-②号様式）により通知するものとする。

2 前項の審査の詳細は別に定める。

（助成事業の変更等）

第9条 助成事業の変更（軽微な変更を除く）、中止、取り下げ等の理由が生じたときは、遅滞なく以下の書類を提出し、承認を受けなければならない。

(1) 変更承認申請書（別記第7-①又は7-②号様式）

(2) 変更収支予算書（別記第8-①又は8-②号様式）

(3) その他会長が必要と認める書類

2 前項の助成事業の内容等の変更に係る通知は、助成金の額に変更が生じるときは助成金変更交付決定通知書（別記第9号様式）、助成金の額に変更が生じないときは計画変更承認通知書（別記第10号様式）により行うものとする。

（助成申込の取下げ）

第10条 助成申込書の提出をした者は、中止、取下げの理由が生じたときは、遅滞なく助成申込取下書（別記第11-①又は11-②号様式）を提出しなければならない。

2 前項の規定による助成申込の取下げがあったときは、当該申込に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（実績報告書の提出）

第11条 助成金の交付決定を受けた団体は、事業が完了したときは、速やかに実績報告書（別記第12-①又は12-②号様式）に別表に定める書類等を添付のうえ提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出期限は、助成事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和5年（2023年）3月31日のいずれか早い日とする。

(助成金の額の確定)

第12条 連盟は、前条による報告を受けた場合においては、適切な調査のうえ、助成すべき額を確定し、助成金確定通知書（別記第14-①又は14-②号様式）により団体に通知するものとする。

(助成金の請求等)

第13条 助成金の請求をしようとする団体は、助成金交付請求書（別記第15-①又は15-②号様式）を提出しなければならない。

(決定の取消し)

第14条 連盟は、申請者が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、助成事業等について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(助成金の返還)

第15条 連盟は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(証拠書類の保管)

第16条 助成金の交付を受けた団体は、当該助成事業に係る経理の収支を明らかにし、帳簿及び証拠書類を事業の終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(雑則)

第17条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

この要項は、令和4年7月4日から施行する。

**【別表】
実績報告書の提出**

助成対象事業	実績報告書の提出
民間事業者による「くまもと」の魅力発信イベント等	(1) 収支決算書（別記第13-①号様式） (2) 来場者数がわかる書類（チケット販売数等） (3) 県外・海外来場者数の推計値を示した書類（サンプル調査等の結果等） (4) 助成対象経費の支出を証する書類（領収書等の写し） (5) その他、提出が必要な書類
民間事業者による「くまもと」への誘客に繋がる取組み	(1) 収支決算書（別記第13-②号様式） (2) 県外・海外からの誘客内容がわかる書類 (3) 助成対象経費の支出を証する書類（領収書等の写し） (4) その他、提出が必要な書類